4　各省各庁の長は、前項の規定による通知を受けた職員であつて、心理的な負担の程度が職員の健康の保持を考慮して人事院の定める要件に該当するものから面接指導を受けることを希望する旨の申出があつた場合には、当該職員に対し、人事院の定めるところにより、面接指導を行わなければならない。この場合において、各省各庁の長は、職員が当該申出をしたことを理由として、当該職員に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

5　第二十二条の二第二項の規定は、前項の規定による面接指導の結果に基づく必要な措置について準用する。

第二十五条第一項中「結果」の下に「（第二十二条の四第一項の検査の結果にあつては、同条第三項の同意を得て提供を受けたものに限る。）」を加える。

第二十七条中「実施結果」の下に「、第二十二条の四第四項の規定による面接指導の実施結果」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

2　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の三の表規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の項中

第三十五条第一項の報告の文書等		

を

第三十五条第一項の報告の文書等		
第二十二条の四第三項の同意の文書等	離職した日	五年

に、

第二十二条の二第二項の意見の文書等	

を

第二十二条の二第二項（第二十二条の四第五項において準用する場合を含む。）の意見の文書等	
第二十二条の四第四項の申出の文書等	

に改める。

訓　令

○外務省訓令第二十三号

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年十二月一日　　外務大臣　岸田　文雄

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令

領事官の管轄区域を定める訓令（昭和二十九年外務省訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表北米の項中

在アメリカ合衆国日本国大使	コロンビア特別区、バージニア州、メリーランド州

を、

在アメリカ合衆国日本国大使（外務省設置法第十条第三項による職務）	コロンビア特別区、バージニア州、メリーランド州

に改め、

別表中南米の項中

在ブラジル国日本国大使	連邦区、ゴイアス州、トカンチンス州、バイア州、セルジッペ州、アラゴアス州、ペルナンブコ州、パライーバ州、リオ・グランデ・ド・ノルテ州、セアラ州、ピァウィ州、マラニョン州、パラー州、アマパ州

を、

在ブラジル国日本国大使（外務省設置法第十条第三項による職務）	連邦区、ゴイアス州、トカンチンス州、バイア州、セルジッペ州、アラゴアス州、ペルナンブコ州、パライーバ州、リオ・グランデ・ド・ノルテ州、セアラ州、ピァウィ州、マラニョン州、パラー州、アマパ州

に改め、

在リオデジャネイロ日本国総領事	リオデジャネイロ州、エスピリット・サント州、ミナス・ジェライス州中在サンパウロ日本国総領事の管轄に属さない地域

を、

在リオデジャネイロ日本国総領事	リオデジャネイロ州、エスピリット・サント州、ミナス・ジェライス州中在サンパウロ日本国総領事の管轄に属さない地域

に改め、

在レオン日本国総領事	アグアスカリエンテス州、グアナファト州、ケレタロ州、サカテカス州、サン・ルイス・ポトシ州、ハリスコ州

を、

在メキシコ日本国大使（外務省設置法第十条第三項による職務）	メキシコ（在レオン総領事の管轄に属する地域を除く。）

に改め、

別表欧州の項中

在ドイツ日本国大使（外務省設置法第十条第三項による職務）	ドイツ（在デュッセルドルフ、在フランクフルト及び在ミュンヘンの各日本国総領事の管轄に属する地域を除く。）

を、

在ドイツ日本国大使（外務省設置法第十条第三項による職務）	ベルリン市、ブランデンブルク州、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ザクセン州、ザクセン・アンハルト州、テューリンゲン州

に改め、

在デュッセルドルフ日本国総領事	ノルトライン・ヴェストファーレン州

を、

在デュッセルドルフ日本国総領事	ノルトライン・ヴェストファーレン州
在ハンブルク日本国総領事	ハンブルク市、ブレーメン市、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州、ニーダーザクセン州

に改める。

附　則

この訓令は、平成二十八年一月一日から施行する。